

平成 30 年度 亶理町の財務書類等について

1 新地方公会計制度の概要

これまでの地方公共団体における会計処理は「現金主義・単式簿記」となっており、現金の移動（収入と支出）のみに着目する方式でした。簡単に例えると「お小遣い帳」のつけ方に近いものとなります。この方式は、現金収支を厳密に管理し、予算の適正・確実な執行を図る面において優れています。

しかし、現金の動きのみに着目するため、現金以外の資産（公共施設等）や負債（地方債等）、また、現金支出を伴わないコスト（減価償却費等）などの情報を表すことは難しいものでした。

平成 19 年 10 月の総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」により、地方公共団体の新しい会計基準が示され、現行の「現金主義・単式簿記」と並行して、「発生主義・複式簿記」の考え方を導入することで、資産や負債といったストック情報や減価償却費等のコスト情報を総体的・一覽的に把握し（財務書類の整備）、「現金主義・単式簿記」会計を補完することになりました。

さらに、平成 27 年 1 月の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」により、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が取りまとめられ、財務諸表のモデルが統一されたことから、団体間の比較がしやすくなりました

2 新地方公会計制度の目的・意義

新地方公会計制度の目的・意義は次のとおりです。

(1) 説明責任の履行

住民や議会、外部に対して財務情報を分かりやすく開示する。

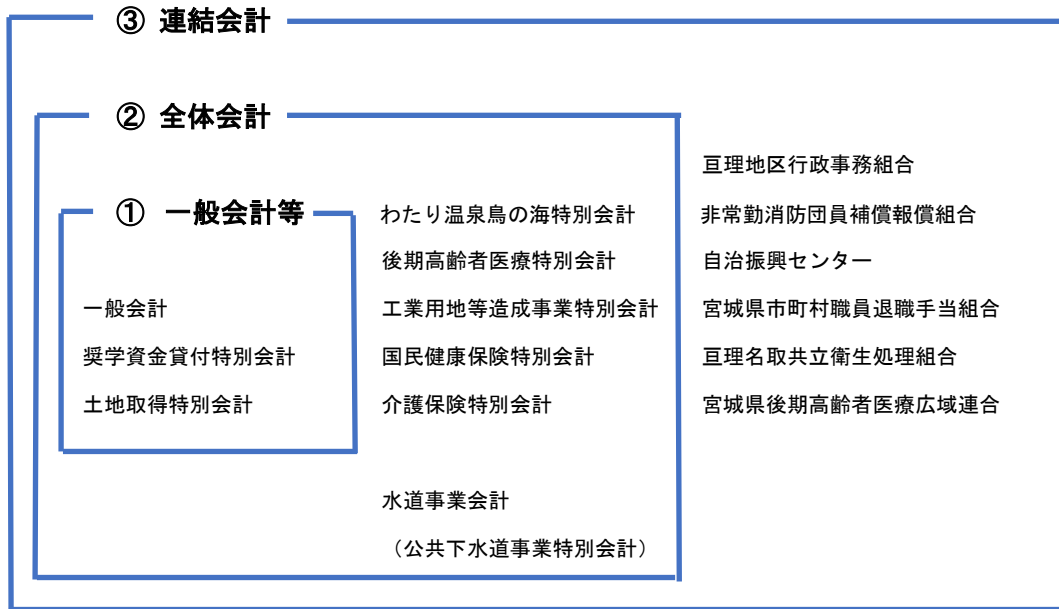
(2) 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用する。

3 財務書類等の作成

以上のことから、本町においても、「統一的な基準」による財務諸表 4 表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成しました。財務諸表 4 表は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計を加えた「一般会計等財務書類」、地方公営事業会計を加えた「全体財務書類」、さらに一部事務組合等を加えた「連結財務書類」をそれぞれ作成しています。

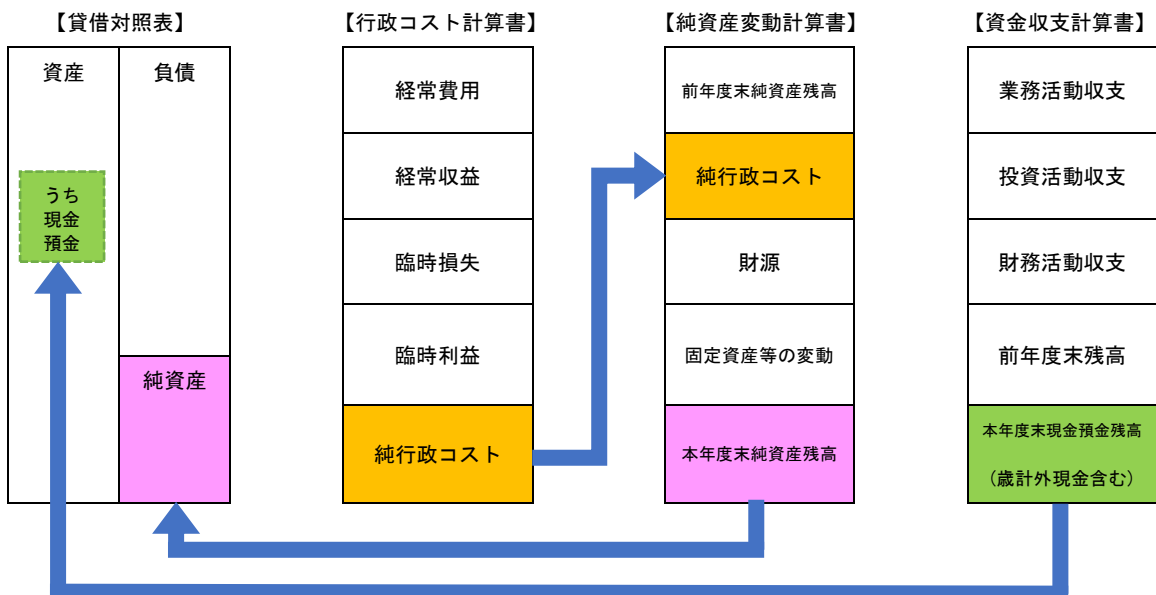
(1) 作成対象範囲



※地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、全体財務書類及び連結対象団体（会計）の対象外としています（⇒公共下水道事業特別会計）。

また、宮城県後期高齢者医療広域連合については、前年度において統一的な基準に基づく各団体の財務書類を入手できなかったため、連結財務書類の対象範囲から除いておりましたが、本年度からは追加しています。

(2) 財務書類 4 表構成の相互関係



(3) 財務諸表 4 表

① 貸借対照表 (B L : Balance Sheet)

会計年度末時点 (3 月 31 日) において、町が住民サービスを提供するために保有している財産 (資産) と、その資産形成がどのような財源 (負債・純資産) で賄われているかを対照表示した財務諸表です。表内左側 (借方) の資産合計額と表内右側 (貸方) の負債・純資産合計額が一致し、左右の均衡がとれていることからバランスシートとも呼ばれています。

② 行政コスト計算書 (P L : Profit and Loss statement)

町が実施する 1 年間 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) の行政活動のうち、福祉給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費 (行政コスト) と、その行政サービスの直接の対価として得られた収入等 (使用料・手数料等) を対比させた財務諸表です。

③ 純資産変動計算書 (N W : Net Worth statement)

貸借対照表の「純資産の部」に計上されている各項目の数値が、1 年間でどのように変動したかを表した財務諸表です。

貸借対照表の「負債の部」は、町が形成してきた資産について将来の世代が負担する金額です。そのため、資産から負債を差し引いた純資産は、これまでの世代が負担してきたものとなります。

④ 資金収支計算書 (C F : Cash Flow statement)

1 年間で発生した現金の出入りを「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の 3 つの性質に区分して表した財務諸表です。

業務活動収支は、経常的な行政活動の収支を示し、投資活動収支は、主に固定資産の増加を伴う支出とその財源収入を示しています。また、財務活動収支は、地方債の発行による収入や元金の償還など、主に借入れによる資金調達や償還にかかる収支を示しています。